

個人タクシー事業の許可及び認可申請の審査基準に係る細部取扱いについて

個人タクシー事業の許可及び認可申請の審査基準（平成14年1月23日付け北海道運輸局公示第55号。以下「審査基準公示」という。）に係る申請書の様式、申請書の記入要領、申請書の添付書類並びに法令試験合格後の挙証資料等の細部取扱いについて、下記のとおり定めたので公示する。

平成16年8月16日

北海道運輸局長 伊藤 國 男

記

I 審査基準公示の記Iについて

1 「3 運転経歴等」の取扱い

- (1) 「10年以上無事故無違反」の確認は、自動車安全運転センターが発行する無事故・無違反証明書により行う。
- (2) 本社の所在地に関わらず、所属する営業所等が申請する営業区域内にある場合に算入する。
- (3) 運転経歴の期間計算において、1ヶ月は30日として計算し、30日未満は切り捨てる。
- (4) 申請する営業区域内において、申請日前3年間で2年以上ハイ・タクの運転をしていることを要件とするが、当初、運転者として雇用され、引き続き同一会社で運行管理者又は整備管理者（補助者を含む）に選任された場合には要件を満たすものとする。

2 「4 法令遵守状況」の取扱い

- (1) 申請者からの宣誓書により判断し、必要に応じて犯歴照会等を行う。
- (2) (1) ⑤における「その他これらに準ずる法令」とは、国の法律、命令、公序良俗に反する行為の防止又は禁止に関する法令のほか地方公共団体が制定する条例も含む。
- (3) (1) ⑤における「処分」とは、罰金以上のものとする。

(4) 道路交通法の違反等の確認は、自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書（過去5年間の記録を証明するもの）により行う。

### 3 「5 資金計画」の取扱い

(1) 自己資金については、申請者本人名義の預貯金等に限られ、家族名義の預貯金等は認められない。

なお、預入（取得）年月日が申請日以前であるものに限る。

(2) 退職金を自己資金に充てる場合は、申請日において勤務先を退職したと仮定して、支給される予定の金額とする。

(3) 車両が任意保険又は共済に加入する計画があることを証する書類の添付を求め、確認する。

### 4 「6 営業所」の取扱い

(1) 住居と営業所は原則として同一であるが、分離する特段の事情（親族の介護のため等極めて限定的な取扱いとする。）があり、かつ、住居とは別に営業区域内に設置する営業所において事業を適切に行うことが確実な場合に限り認める。

(2) 居住の実態については、原則として住民票により確認する。

(3) その他、当該施設に係る土地については、登記簿謄本等や賃貸借契約書等の提示又は写しの提出は求めない。

### 5 「8 自動車車庫」の取扱い

(1) 「隣接する区域と明確に区分されている」とは、白線等で自動車車庫の位置が明確にされていることをいう。

(2) 車両制限令に係る確認は、道路幅員証明書を求め確認する。

ただし、前面道路が出入りに支障がないこと及び通行に支障がないことが明らかな場合は、添付する見取図に道路幅員を記入することで足りるものとする。

### 6 「9 健康状態及び運転に関する適性」の取扱い

(1) 保健所又は病院等については、別紙診断項目を全て実施できるものであれば、いわゆる個人病院における診断も可能とする。

### 7 「10 法令に関する知識」の取扱い

(1) 試験に合格した者とは、「個人タクシー事業の許可等に係る法令試験の実施方法（平成14年1月23日付け北海道運輸局公示第58号。以下「試験実施公示」という。）」のIに規定する試験のいずれかに合格した者であって、以下の①

から③のいずれにも該当しない者をいう。

- ① 当該申請の前に法令試験に合格している者（試験実施公示Ⅱ 4（2）又はⅢ 5に基づく合格証を有する者とし、以下「申請前合格者」という。）であって、申請する営業区域と受験した営業区域が相違している者。
- ② 申請前合格者であって、申請日現在において合格証の有効期限が満了している者。
- ③ 申請前合格者であって、試験実施公示Ⅱ 5（2）の規定により合格が無効とされた者。

## Ⅱ 審査基準公示の記Ⅲについて

### 1 「1 許可等に付す期限」の取扱い

- (1) 3年間の期限については、概ね3年間とする。
- (2) 許可等に付した期限の最終の更新の際に「満75歳の誕生日の前日まで（Ⅱ 10（2）により許可を受けた場合は、満80歳の誕生日の前日まで）」との期限を付す。

## Ⅲ 審査基準公示の記Ⅴについて

### 1 「1 譲渡譲受の認可」の取扱い

平成14年1月31日以前に免許又は譲渡譲受若しくは相続の認可を受けた者であっても、年齢が満80歳の誕生日の前日までに、既に譲渡譲受認可申請がなされ、かつ、許可の条件において、事業者の申請により年齢が満80歳の誕生日の前日から譲渡譲受認可の日までの間、旅客の運送を行わないこととするときは、Ⅲ 1（2）に準じて、許可期限を認可の日までとすることができる。この場合において、満80歳に達する日から譲渡譲受認可の日までの間におけるⅤ 1（1）ただし書きの適用については、Ⅲ 1（2）が適用されており、かつ、従前の許可期限の日を過ぎているものとみなす。

### 2 「2 相続の認可」の取扱い

法令試験は、可能な範囲で審査基準の記Ⅰ 1 2（2）又はⅤ 1（3）②の実施に併せて行う。

## Ⅳ 申請書の様式について

- 1 許可申請については、別添（1）のとおりとする。
- 2 譲渡譲受認可申請については、別添（2）のとおりとする。

3 相続認可申請については、別添（3）のとおりとする。

V 申請書の記入要領、申請書の添付書類並びに法令試験合格後に提出する（申請前合格者による申請の場合は申請時に提出する）挙証資料等について

1 許可申請については、別添（4）のとおりとする。

2 譲渡譲受認可申請については、別添（5）のとおりとする。

3 相続認可申請については、別添（6）のとおりとする。

VI その他

1 申請事案の処分は、別に定める標準処理期間の範囲内において随時行う。

2 申請書は3部（正、副、控）作成（A4版、左綴じ）し、申請前合格者については、有効な個人タクシー試験合格証及び上記Vに定める法令試験合格後の挙証資料等を添付の上、申請する営業区域を管轄する運輸支局の（企画）輸送・監査担当に提出する。

3 試験実施公示に基づく申請後試験対象者であって、「審査基準公示記Ⅰ 8（7）」の規定について、申請時点において「車庫未確保」の場合は、申請書の内、「8ページ」及び「9ページ」並びに「11ページ」は、申請時に提出せず、法令試験合格後の北海道運輸局長が指定する日までに別添（4）Ⅲの挙証資料と共にそれぞれ2通（正、副）を北海道運輸局自動車交通部旅客第二課あて提出する。

4 挙証資料については、公示したもの以外でも必要に応じ申請者に提出を求める場合がある。

附 則

1 本公示は、平成16年9月1日以降、管轄する運輸支局において受付ける申請について適用する。

2 平成14年1月22日付け北自旅二第488号の北海道運輸局自動車交通部長通達「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可及び認可申請の審査基準の細部取扱い」は、平成16年8月31日限り廃止する。

ただし、平成16年8月31日以前に管轄する運輸支局において受付けた申請に

については、なお従前の取扱いによる。

附 則（平成16年9月30日付け北海道運輸局公示第40号）

本公示は、平成16年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（平成17年4月28日付け北海道運輸局公示第16号）

本公示は、平成17年4月28日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（平成23年12月28日付け北海道運輸局公示第40号）

本公示は、平成24年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（平成26年1月27日付け北海道運輸局公示第90号）

本公示は、平成26年1月27日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（平成27年1月29日付け北海道運輸局公示第52号）

本公示は、平成27年4月1日以降に処分するものから適用する。

附 則（令和2年1月27日付け北海道運輸局公示第85号）

本公示は、令和2年1月27日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（令和3年3月19日付け北海道運輸局公示第72号）

本公示は、令和3年3月19日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（令和4年3月31日付け北海道運輸局公示第71号）

本公示は、令和4年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（令和6年1月25日付け北海道運輸局公示第90号）

本公示は、令和6年1月25日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（令和6年5月8日付け北海道運輸局公示第8号）

本公示は、令和6年4月1日以降に申請を受け付けたものから遡及して適用するものとする。

整理番号

別添(1)

申請前合格者

車庫未確保

令和 年 月 日

北海道運輸局長 殿

[〒 - ] TEL - -

住所

名称

タクシー・TAXI

ふりがな

氏名

一般乗用旅客自動車運送事業許可申請書

事業の種別

個人タクシー事業

営業区域

事業計画

営業所の位置

車庫の位置

収容能力

m<sup>2</sup>

申請理由

-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----

加入する  
事業協同組合名

電話番号

- -

事務取扱担当者

支局受付印

局受付印



記

1. 譲渡人及び譲受人の氏名、名称及び住所

(譲渡人)

氏名

名称

タクシー・TAXI

住所

(譲受人)

氏名

名称

タクシー・TAXI

住所

2. 事業の種別

個人タクシー事業

3. 譲渡及び譲受しようとする事業の種別及び営業区域

(1) 事業の種別

個人タクシー事業

(2) 営業区域

-----  
-----  
-----

4. 譲渡価格

\_\_\_\_\_ 円

5. 譲渡及び譲受をしようとする時期

認可の日から \_\_\_\_\_ 日以内

6. 譲渡及び譲受を必要とする理由

-----  
-----  
-----  
-----  
-----



## 7. 添付書類

- (1) 譲渡譲受契約書の写
- (2) 譲渡及び譲受価格の明細書
- (3) 期限変更に係る通知書の写
- (4) 登録事項等証明書又は自動車検査証記録事項の写
- (5) 診断書（譲渡人が65歳未満で傷病等により事業を自ら遂行できない場合に限る。）
- (6) 運転免許証の写
- (7) 許可申請に準ずる書面

整理番号

申請前合格者

車庫未確保

許可・認可 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日
許可・認可 番 号	札幌自 第 号 北自旅二第 号
許可等期限	令和 年 月 日

令和 年 月 日

北海道運輸局長 殿

( 相 続 人 )

ふりがな

氏 名

名 称

タクシー・TAXI

住 所 ( 〒 — )

TEL — —

個人タクシー事業の相続による事業継続認可申請書

今般、個人タクシー事業の相続による事業継続認可申請書の相続による事業継続の認可を受けたく、下記のとおり申請いたします。

加入する 事業協同組合名	
電 話 番 号	— —
事務取扱担当者	

支局受付印	局 受 付 印

記

1. 相続人の氏名、名称、住所及び被相続人との続柄

氏名  
名称 タクシー・TAXI  
住所  
被相続人との続柄 \_\_\_\_\_

2. 被相続人の氏名、名称及び住所

氏名  
名称 タクシー・TAXI  
住所

3. 継続して経営しようとする被相続人の事業の種別及び営業区域

(1) 事業の種別

個人タクシー事業

(2) 営業区域

-----  
-----  
-----

4. 相続開始の時期

認可の日から \_\_\_\_\_ 日以内

5. 添付書類

(1) 被相続人の戸籍謄本

(2) 申請に対する同意書

(3) 許可申請に準ずる書面



## 資 産 目 録 (申請日現在)

項 目	種 類	金 額	摘 要
預 貯 金	普通預貯金	円	
	定期預金等	円	
不 動 産	土 地	円	
	建 物	円	
そ の 他		円	
		円	

### 個人タクシー事業を営業する書面

一般乗用旅客自動車運送事業の経営について、事業用自動車を営業のために他人に運転させるものでなく、私が運転し営業するものであります。

令和 年 月 日 (申請年月日)

氏 名

### 欠格事由に関する宣誓書 (I の許可に限る)

道路運送法第7条(欠格事由)に該当しないことを宣誓します。

なお、申請日以前3年間において個人タクシー事業を譲渡若しくは廃止し、又は許可(認可)期限の更新がなされなかった者ではないことを申し添えます。

令和 年 月 日 (申請年月日)

氏 名

### 管理運営体制に関する宣誓書 (II の許可に限る)

(申請日現在の年齢が75歳未満の場合 1. または2.)

1. 連携事業者による運行管理を受ける体制の整備、連携事業者との業務提携又は連絡体制の構築がなされております。
2. 申請する営業区域が属する個人タクシー事業者団体又は申請日以前に所属していた個人タクシー事業者団体との連絡体制の構築がなされております。

(申請日現在の年齢が75歳以上の場合)

連携事業者による運行管理を受ける体制の整備がなされております。

連携事業者名 令和 年 月 日 (申請年月日)

個人タクシー事業者団体名 氏 名

1. 無事故・無違反歴

申請日以前の無事故・無違反歴

昭和・平成・令和 年 月 日 ~ 申請日まで

2. 運転経歴

(1) 運転経歴 (新しいものから記載すること。)

自年月日	至年月日	勤務年月数	勤務地	勤務先名 (営業所名)	ハイ・タク・バス他

(2) 運行管理者又は整備管理者として勤務した期間

自年月日	至年月日	勤務年月数	勤務地	勤務先名 (営業所名)	ハイ・タク

### 3. 法令の遵守状況

(1) 法令違反による処分の有無及び処分の内容等

① 申請日以前5年間に於ける次の法令違反による処分

- イ 道路運送法、貨物自動車運送事業法又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の違反による輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分
- ロ 道路交通法の違反による運転免許の取消し処分
- ハ タクシー業務適正化特別措置法（改正前のタクシー業務適正化臨時措置法を含む。以下同じ。）の違反による登録の取消し処分及びこれに伴う登録の禁止処分
- ニ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の違反による営業の停止命令又は営業の廃止命令の処分
- ホ 刑法、暴力行為等処罰に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、売春防止法、銃砲刀剣類所持等取締法、その他これらに準ずる法令の違反による処分
- ヘ 自らの行為により、その雇用主が受けた道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく輸送施設の使用停止以上の処分
- ト 一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において、当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者として受けた法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納命令の処分

{	上記イ～トの処分はない	
	上記の処分がある	判決年月日（ 年 月 日 ） その内容（ ） 行政処分年月日（ 年 月 日 ） その内容（ ）

- ② 申請日の5年前より前に上記イ～トの処分を受けたことが（ある・ない）
- ③ 上記②で処分を受けていた場合に、その処分は申請日の5年前より前に終了して（いる・いない）

(2) 申請日以前3年間に於ける道路交通法違反による処分の有無及び処分の内容

{	上記(1)の①のロ以外の処分	ない	免許停止	日間	( 年 月 日 処分)
		ある	反則点	点	( 年 月 日 処分)
			反則金	円	( 年 月 日 処分)
			罰金	円	( 年 月 日 処分)

{	上記(1)及び(2)の違反により、現に公訴を提起されていること	ない
		ある

法令遵守に関する宣誓書

法令遵守については、上記のとおり相違ないことを宣誓します。なお、申請日以降処分日までの間に上記に掲げる処分等を受けた場合には、直ちに報告いたします。

氏 名

## 4. 資金計画

### (1) 事業の開始に要する資金

項目	金額	摘要
設備資金	円	車両購入費等、運賃メーター器・車両修理工具・消火器・金庫の購入資金等設備に要する資金
運転資金	円	燃料費、油脂費、修繕費、その他運送経費、諸負担金、事務用品購入費、登録免許税、自動車重量税、自動車税種別割、環境性能割等
車庫に要する資金	円	車庫の新築、改造、舗装、借入の権利金、敷金、賃借料等車庫に要する資金
保険料等	円	自動車損害賠償責任保険料 12ヶ月分 円 任意保険料 12ヶ月分 円 共済掛金 <input type="text"/> 合計 12ヶ月分 円 加入保険額または補償額 対人 万円、対物 万円
合計	円	

### (2) 資金の調達方法（全額自己資金を充当する。）

#### ① 預貯金

預貯金の種類	銀行等	名義	預入年月日	金額
			年 月 日	円
			年 月 日	円
			年 月 日	円
			年 月 日	円
			合計	円

#### ② 額面金額の株券・債券等

株券・債権等	発行者	名義	取得年月日	金額
			年 月 日	円
			年 月 日	円
			合計	円

#### ③ 退職金（申請日において勤務先を退職したと仮定して、受給される予定の金額）

円



## 5. 営業所

営業所の位置

居住開始年月日

現住所に居住したのは { 昭和  
平成  年  月  日から  
令和

営業所（住居）の確保 { 自己所有  
他人所有

## 6. 事業用自動車

予定する事業用自動車 車種区分（特定大型車・大型車・普通車・中型車・小型車）

車名  長さ  m 幅  m 高さ  m  
(通称名)  定員  人 燃料  排気量  kW・cc

事業用自動車の使用権原 (購入・リース)

## 7. 健康状況

胸部疾患、心臓疾患、血圧障害、その他  
個人タクシー事業の遂行に支障のある症状 { a. ある  
b. ない

## 8. 運転に関する適性診断

受診場所

{ 自動車事故対策機構  支所  
その他

# 9. 車 庫

車庫の位置

車庫の状況

営業所と車庫の距離 (直線で \_\_\_\_\_ m)

収容能力 間口 ( \_\_\_\_\_ m) × 奥行 ( \_\_\_\_\_ m) =  m<sup>2</sup>

前面道路

イ. 公道 (幅員 \_\_\_\_\_ m) タクシー車両の通行に { a. 支障がある  
b. 支障がない

ロ. 私道 (幅員 \_\_\_\_\_ m) 通行の承諾が { a. ある  
b. ない

接続する公道の幅員が ( \_\_\_\_\_ ) mでタクシー車両の通行に { a. 支障がある  
b. 支障がない

関係法令 \_\_\_\_\_ 建築基準法、農地法等 { a. 適  
b. 不適

車庫の確保 { a. 自己所有  
b. 個人所有

## 関係法令に関する宣誓書

申請車庫については、上記のとおり関係法令に適合していることを宣誓します。

氏 名

## 営業所（住居）、車庫の付近見取図及び平面図等

<付近見取図>

（注） 営業所（住居）と車庫の位置、その間の距離、付近の主要建物、車庫への出入路等を記入すること。

<営業所(事務室)平面図>

(注) 寸法を記入すること。

<車庫平面図及び立面図(立面図は、有蓋のみ添付する。)>

(注) 車庫の区画、寸法及び車庫前面の道路幅員を記入すること。

共同車庫の場合は全体を記入し、既に個人タクシーが収容されているときは、その箇所に当該車両のナンバー及び名称を記入すること。

健 康 診 断 書

氏 名			生 年 月 日	年 月 日	性別	男 : 女	
			健 診 年 月 日	年 月 日	年齢	歳	
既往歴			血 圧 (mmHg)		/		
			貧 血 検 査	血 色 素 量 (g/dl)			
				赤 血 球 数 (万mm <sup>3</sup> )			
自 覚 症 状			肝 機 能 検 査	A S T ( G O T ) (IU/L)			
				A L T ( G P T ) (IU/L)			
				γ - G T P (IU/L)			
他 覚 症 状			血 中 脂 質 検 査	L D L コ レ ス テ ロ ール (mg/dl)			
				H D L コ レ ス テ ロ ール (mg/dl)			
				ト リ グ リ セ ラ イ ド (mg/dl)			
身 長 ( c m )			血 糖 検 査 (mg/dl)				
体 重 ( k g )			尿 検 査	糖	- ± 1+ 2+ 3+ 4+		
B M I				蛋 白	- ± 1+ 2+ 3+		
腹 囲 ( c m )			心 電 図 検 査				
視 力	右	( )		そ の 他 の 検 査			
	左	( )					
聴 力	右	1000Hz	所見なし 所見あり	医 師 の 診 断			
		4000Hz	所見なし 所見あり				
	左	1000Hz	所見なし 所見あり				
		4000Hz	所見なし 所見あり				
胸部エックス線 検 査	直 接 間 接		医 師 の 意 見	運転業務の可否 (就業上の措置)			
	撮影	年 月 日					
	異常の有無						
			健康診断実施医師氏名				
			上記のとおり診断する。				
備 考			令和 年 月 日 住 所 医療機関名				

## 運転専従者としての在職証明願

殿

住所  
氏名  
生年月日

年 月 日生

印

今般、私こと、個人タクシーの（新規許可・譲渡譲受・代務運転）申請につき、北海道運輸局長に提出する必要があるので、下記の運転経歴等に相違がないことを証明願います。

記

1	採用年月日	年 月 日	退職年月日	年 月 日
	職務の内容	運転手（事業用・自家用） 兼職の有無（有・無）		
	自動車の種類	バス（定員11人以上）・乗用車・トラック・軽自動車・その他（ ）		
	勤務事業所名	支店・営業所・出張所 勤務地 市・町・村		
	運転業務に従事していた期間	自 昭和・平成・令和 年 月 日 至 昭和・平成・令和 年 月 日		
	休職の有無（有・無）	有の場合は 年 月 日から 年 月 日まで その期間 年 月 日から 年 月 日まで		
	月当り勤務日数	日	通算在職年月数	年 ヶ月
	2	採用年月日	年 月 日	退職年月日
職務の内容		運転手（事業用・自家用） 兼職の有無（有・無）		
自動車の種類		バス（定員11人以上）・乗用車・トラック・軽自動車・その他（ ）		
勤務事業所名		支店・営業所・出張所 勤務地 市・町・村		
運転業務に従事していた期間		自 昭和・平成・令和 年 月 日 至 昭和・平成・令和 年 月 日		
休職の有無（有・無）		有の場合は 年 月 日から 年 月 日まで その期間 年 月 日から 年 月 日まで		
月当り勤務日数		日	通算在職年月数	年 ヶ月
3		採用年月日	年 月 日	退職年月日
	職務の内容	運転手（事業用・自家用） 兼職の有無（有・無）		
	自動車の種類	バス（定員11人以上）・乗用車・トラック・軽自動車・その他（ ）		
	勤務事業所名	支店・営業所・出張所 勤務地 市・町・村		
	運転業務に従事していた期間	自 昭和・平成・令和 年 月 日 至 昭和・平成・令和 年 月 日		
	休職の有無（有・無）	有の場合は 年 月 日から 年 月 日まで その期間 年 月 日から 年 月 日まで		
	月当り勤務日数	日	通算在職年月数	年 ヶ月

上記のとおり事実と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

住所  
名称  
代表者名

印

## I. 許可申請書の記入要領

申請書の記入要領は、次のとおりとする。

### 《1 ページ》

1. 上部の「申請前合格者、車庫未確保」については、
  - (1) 申請前合格者の場合に、「申請前合格者」を朱線で囲むこと。
  - (2) 審査基準公示 I 8 (7) の規定により、申請時点では車庫未確保とする場合に、「車庫未確保」を朱線で囲むこと。
2. 「令和 年 月 日」には、申請年月日（申請する営業区域を管轄する運輸支局に申請書を提出する年月日）を記入すること。
3. 名称の欄には、使用する通称名（例：国土タクシー）を記入すること。
4. 営業区域の欄には、申請する営業区域（営業区域の名称）を記入すること。
5. 営業所の位置の欄には、営業所として計画する場所の住所を記入すること。
6. 車庫の位置の欄には、計画する車庫の所在地（建物の住居表示又は土地の地番）を記入すること。ただし、申請後試験対象者であって、かつ、「車庫未確保」で申請する場合は、空欄とする。
7. 収容能力の欄には、計画する車庫の面積を記入すること。ただし、申請後試験対象者であって「車庫未確保」で申請する場合は、空欄とする。
8. 申請理由の欄には、申請する理由を具体的に記入すること。
9. 整理番号、局受付及び支局受付の各欄は、記入しないこと。
10. 加入する事業協同組合名、電話番号及び事務取扱担当者の各欄は、該当する者にあつては所属を予定する組合の名称、電話番号及び事務取扱担当者名を記入すること。

### 《2 ページ》

1. 年令の欄の「満 歳 ヶ月」には、申請日現在の満年令（1 ヶ月未満の端数は切捨）を記入すること。
2. 本籍地の欄には、「都・道・府・県」の前に該当する都道府県名を記載し、「都・道・府・県」のうち、該当するものを丸で囲むこと。
3. 現住所の欄には、現に居住している住所を記入すること。
4. 職歴の欄には、
  - (1) 運転経歴を含むすべての職歴について、現職を最上部欄に新しいものから順番に記入すること。
  - (2) 勤務地は、市区町村単位（例：札幌市中央区、河西郡芽室町、阿寒郡鶴居村）



まで記入すること。

(3) 勤務先名は、勤務先の会社名等（例：(株) ○○自動車、自営業）を記入すること。

(4) 職種は、具体的職種（例：タクシー運転者、整備士、事務員）を記入すること。

(5) 同一勤務先であっても、運転者とそれ以外の職種の業務に従事した場合は、職種ごとに行を変えて記入すること。

また、時期を同じくして2以上の勤務先があった場合は、勤務先ごとに行を変えて記入すること。

### 《3 ページ》

1. 資産目録については、

(1) 定期預金等の欄には、自己名義の定期預金、定額貯金、定期積立貯金等を記入すること。

(2) 項目のその他の欄には、自己名義の株券、債権等（現金、手形、小切手、生命保険関係は除く。）を記入すること。

(3) 金額の欄には、申請日現在の状況を記入すること。

(4) 摘要の欄には、種類ごとに主たる預け入れ先等の名称等（例：預貯金の場合—○○銀行○○支店、土地及び建物の場合—宅地○○㎡、家屋○○㎡、株券の場合—○○株式会社○○株）を記入すること。

2. 「管理運営体制に関する宣誓書（Ⅱの許可に限る）」は、申請日現在の年齢に応じて連携事業者名、個人タクシー事業者団体名のいずれかまたは両方を記入すること。

### 《4 ページ》

1. 無事故無違反歴の欄には、申請日以前の無事故無違反について、その期間を該当欄に記入すること。

2. 運転経歴については、

(1) 「2. (1) 運転経歴」の欄には、専ら運転を職業とし、道路運送車両法施行規則別表第一に規定する普通自動車（四輪以上の自動車に限る。）、小型自動車（四輪以上の自動車に限る。）及び軽自動車（患者等の輸送等特殊な需要の運送の用に供する自動車に限る。）を運転していた期間に限り、現職を最上部欄に新しいものから順番に記入すること。

(2) 勤務地は、市区町村単位（例：札幌市中央区、河西郡芽室町、阿寒郡鶴居村）まで記入すること。

(3) 勤務先名は、勤務先の会社名等（例：(株) ○○自動車○○営業所）を記入す

ること。

- (4) ハイ・タク・バス他には、具体的職種（例：タクシー運転者、ハイヤー運転者、貸切バス運転者、乗合バス運転者、トラック運転者等）を記入すること。
- (5) 同一勤務先であっても、勤務営業所又は勤務地が期間により異なる場合は、期間ごとに行を変えて記入すること。
- (6) 合併等により勤務先の名称が変更された場合等にあつては、変更前と変更後ごとに行を変えて記入すること。
- (7) 次のような期間は、運転経歴に含まれないので注意すること。
  - ① 軽自動車（患者等の輸送等特殊な需要の運送の用に供する自動車を除く。）、二輪及び三輪の自動車、特殊自動車等、道路運送車両法の適用除外となっている自動車を運転していた期間
  - ② 通勤、レジャー等のために運転していた期間
  - ③ 運転業務とともに、他の業務も行っていた期間（例えば、安全運転管理者、指導員、販売員、外交員等で就業時間の大部分を運転のために費やしていても、他の業務を兼ねているものは算入することが出来ない。）
  - ④ 主たる業務の手段として自動車を運転していた期間
  - ⑤ 会社の役員（常勤、非常勤を問わない。）等を兼務していた期間
  - ⑥ 専ら道路運送法の規定による道路以外の場所（例えば工場構内等）において運転していた期間
  - ⑦ 自営業のために自動車を運転していた期間

3. 「2.（2）運行管理者又は整備管理者として勤務した期間」については、

- (1) 申請日前3年以内に、運行管理者又は整備管理者として勤務した期間がある場合に記入すること。
- (2) 勤務地は、市区町村単位（例：札幌市中央区、河西郡芽室町、阿寒郡鶴居村）まで記入すること。
- (3) 勤務先名は、勤務先の会社名等（例：(株)〇〇自動車〇〇営業所）を記入すること。
- (4) ハイ・タクには、タクシー、ハイヤーの中から運行管理者又は整備管理者として実際に選任された業種を記入すること。
- (5) 同一勤務先であっても、勤務営業所又は勤務地が期間により異なる場合は、期間ごとに行を変えて記入すること。
- (6) 合併等により勤務先の名称が変更された場合等にあつては、変更前と変更後ごとに行を変えて記入すること。

《5 ページ》

1. 「(1) 法令違反による処分の有無及び処分の内容等」については、
  - (1) ①について、イ～トの何れにも該当しない場合は、「上記のイ～トの処分はない」を丸で囲むこと。
  - (2) ①について、イ～トの何れかに該当する場合は、「上記の処分がある」に該当する文字を記入のうえ、その処分の判決年月日及びその内容（処分の原因となった罪名）又は行政処分年月日及びその内容（処分の原因となった行為）を記入すること。
  - (3) ②については、処分がある場合は「ある」を、ない場合は「ない」を丸で囲むこと。
  - (4) ③については、②で「ある」とした場合に、その処分が申請日の5年前より前に終了していれば「いる」を丸で囲み、終了していなければ「いない」を丸で囲むこと。
2. 「(2) 申請日以前3年間における道路交通法違反による処分の有無及び処分の内容」については、
  - (1) (1) の①のロ以外の道路交通法違反による処分を受けたことがない場合は、「ない」を丸で囲むこと。
  - (2) (1) の①のロ以外の道路交通法違反による処分を受けたことがある場合は、「ある」を丸で囲み、その処分内容と処分日について、該当する欄に記入すること。
3. 「(3) 上記(1)及び(2)の違反により、現に公訴を提起されていること」については、
  - (1) ない場合は、「ない」を丸で囲むこと。
  - (2) ある場合は、「ある」を丸で囲み、その起訴年月日及びその内容（罪名又は行為）を記入すること。

《6 ページ》

1. 「(1) 事業の開始に要する資金」については、
  - (1) 設備資金の金額欄には、車両（割賦購入の場合は頭金及び1年分の割賦金等、リースの場合は1年分の賃借料等）、運賃メーター器及び車両修理工具、什器備品等の設備の購入に要する資金の合計額（70万円以上。）を記入すること。  
ただし、上記の合計額が70万円未満である場合には、その額を記入する。
  - (2) 運転資金の金額欄には、燃料費、車両修繕費、一般管理費等の1ヶ月分及び開業費、諸負担金等の運転資金として必要な額の合計額（70万円以上。）を記入すること。

(3) 車庫に要する資金の金額欄には、

- ① 車庫の新築、改造、若しくは購入に要する資金、又は、借入に要する権利金、敷金、賃借料（2ヶ月分相当額とする。ただし、2ヶ月以上の前払特約がある場合は、その額とする。）等の資金額を記入すること。
- ② 申請後試験対象者であって、「車庫未確保」で申請する場合には、予め余裕を持った計画額を記入すること。

(4) 保険料等に要する資金の金額欄には、12ヶ月分の自動車損害賠償責任保険料、並びに、対人保障8,000万円以上及び対物保障200万円以上の任意保険（又は共済）の12ヶ月分の保険料（又は共済に係る掛金）の合計を記入すること。

(5) 保険料等の摘要欄には、

- ① 自動車損害賠償責任保険料及び任意保険料（又は共済掛金）の額を記入すること。
- ② 任意保険料又は共済掛金の  内には、加入を予定する保険会社名又は取扱い団体名を記入すること。

(6) 合計の欄には、各項目の金額欄に記入した金額の合計を記入すること。

2. 「(2) 資金の調達方法」については、

(1) 「①預貯金」の欄には、

- ① 通帳又は証書等の一個単位ごとに行を変えて記入すること。
- ② 預貯金の種類の欄には、普通預金、定期預金、定期積立貯金等の名称を記入すること。
- ③ 銀行等の欄には、預入先の名称（例：〇〇銀行〇〇支店）を記入すること。
- ④ 名義の欄には、申請人の氏名を記入すること。
- ⑤ 金額の欄には、申請日時点の額を記入すること。
- ⑥ 預入年月日の欄には、金額の欄に記入した額に到達した年月日を記入すること。
- ⑦ 合計の欄には、各項目の金額欄に記入した金額の合計を記入すること。

(2) 「②株券、債権等」の欄には、取得年月日が申請日前のものを(1)の要領で記入すること。

(3) 「③退職金」の欄には、申請日において勤務先を退職したと仮定して、支給される予定の金額を記入すること。

《7ページ》

1. 営業所については、

(1) 営業所の位置の欄には、営業所（住居）として計画する場所の住所を記入する

こと。

(2) 居住開始年月日の欄には、現住所（(1) で記入した営業所の位置）に居住を開始した日付（年号は、昭和、平成、令和のいずれか該当するものを丸で囲む）を記入すること。

(3) 営業所（住居）の確保の欄は、営業所として計画する建物が自己所有（申請人と第三者が共有する場合を含む。）である場合は、「自己所有」を丸で囲み、第三者が所有する場合は、「他人所有」を丸で囲むこと。

2. 事業用自動車については、

(1) 予定する事業用自動車の車名及び諸元（長さ、幅、高さ等）を  に記入すること。

なお、該当する車種区分を丸で囲むこと。

(2) 事業用自動車の使用権原については、購入・リースのいずれかを丸で囲むこと。

3. 健康状況については、申請日現在、胸部疾患、心臓疾患、血圧障害、その他個人タクシー事業の遂行に支障のある症状が、ある場合は「ある」を丸で囲み、ない場合は「ない」を丸で囲むこと。

4. 運転に関する適性診断については、自動車事故対策機構において受診した場合には、上段  内に支所名を、その他の機関で受診した場合はその他の内に、受診機関名を記入すること。

《8 ページ》

1. 車庫の位置の欄には、計画する車庫の所在地（建物の住居表示又は土地の地番とし、使用の権限を証する書面と同一のもの。）を記入すること。

2. 営業所（住居）と車庫の距離の欄には、地図上から測定される営業所（住居）と車庫の間の直線距離を記入すること。

3. 収容能力の欄には、計画する車庫の間口及び奥行の寸法を「間口」、「奥行」の（ m）内にそれぞれ記入し、この寸法等により計算される車庫の面積を  $m^2$  内に記入すること。

4. 前面道路の欄には、

(1) 車庫の前面道路が公道である場合は、その幅員を「公道（幅員 m）」内に記入し、更に、その道路がタクシー車両の通行に支障がある場合は「a. 支障がある」を、支障がない場合は「b. 支障がない」を丸で囲むこと。

また、前面道路の種別（国道、道道、市町村道等）を  に記入すること。

(2) 車庫の前面道路が私道である場合は、その幅員を「私道（幅員 m）」内に記入し、更に、その私道の使用について、所有者の使用承諾の有無により、通行

の承諾の欄の「a. ある」又は「b. ない」のいずれかを丸で囲むこと。

また、その私道と接続する公道について、その幅員を「接続する公道の幅員が（ m）」に記入し、更に、その道路がタクシー車両の通行に支障がある場合は「a. 支障がある」を、支障がない場合は「b. 支障がない」を丸で囲むこと。

5. 関係法令の欄には、建築基準法、農地法等の規定に抵触するか否かによって、「a. 適」又は「b. 不適」のいずれかを丸で囲むこと。

6. 車庫の確保の欄については、車庫として計画する建物又は土地が自己所有（申請人と第三者が共有する場合を含む。）である場合は、「a. 自己所有」を丸で囲み、第三者が所有する場合は、「b. 他人所有」を丸で囲むこと。

#### 《9 ページ》

付近見取図（営業所及び車庫の位置）には、営業所と車庫の位置、営業所と車庫の直線距離（両所を朱線で結び、その線上に距離を記入する。）、目標となる付近の主要建物、車庫の出入路等を記入すること。

#### 《10 ページ》

営業所（事務室）及び休憩仮眠施設（特段の事情により自宅以外を営業所とする場合に限る。）の平面図は、各部屋の寸法を明記すること。

#### 《11 ページ》

車庫平面図及び立面図には、

- (1) 出入口及び前面道路を含め位置関係が判るように記入すること。
- (2) 車庫の区画、寸法（シャッター等の開口部分を含む。）及び道路の幅員を記入すること。
- (3) 共同車庫の場合は全体を記入し、かつ、既存の個人タクシーが収容されている場合には、その場所に当該タクシー車両のナンバー及び名称を記入すること。
- (4) 立面図は、有蓋車庫（カーポートを含む）の場合にのみ添付すること。
- (5) 車庫の構造等（有蓋・無蓋の別、車庫の整地状況、車庫の区分方法等）を明記すること。

## II. 許可申請書の添付書類

申請書の添付書類とその添付箇所は、次のとおりとする。

1. 「戸籍抄本」及び「住民票（申請日前1ヶ月以内に発行されたもの）」を2ページの次に添付すること。

2. 「運転免許証の写」を4ページの次に添付すること。
3. 申請前合格者にあつては、「個人タクシー試験合格証」を上記1.の次に添付すること。また、下記Ⅲ.により法令試験合格後に提出する挙証資料等（1.住民票及び5.資金計画に関する挙証資料を除く）を添付すること。この場合、挙証資料の発行日について、「指定日を記載した通知書の交付日以降」と指定するものは、「申請日前1ヶ月以内」とする。

### Ⅲ. 許可申請に係る法令試験合格後に提出する挙証資料等

法令試験合格後の北海道運輸局長が指定する日（以下、「指定日」という。）までに提出する挙証資料等は、原則として次のとおりとする。

#### 1. 住民票

- (1) 指定日を記載した通知書の交付日以降に発行されたものであること。

#### 2. 運転経歴についての挙証資料

##### (1) 在職証明書

- ① 雇用主が証明したものであること。

なお、申請日現在従事していた営業所に係るものは、申請日を含めての在職について証明されたものであること。

- ② 採用年月日、退職年月日、休職期間、月当り勤務日数及び通算在職年月数が記載されているものであること。

- ③ 勤務営業所及び職種ごとの勤務期間が記載されているものであること。

- (2) 業務内容及び期間を挙証するものは、原則として次のものとする。

##### ① タクシー又はハイヤー会社における運転経歴の場合

イ タクシー又はハイヤー会社が、旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づき作成した乗務員（運転者）台帳の写（表、裏）

ロ タクシー業務適正化特別措置法の指定地域にあつては、指定登録機関の発行する運転者登録原簿の謄本（A）及び（B）

ハ 在職中における厚生年金等の加入期間を証明するもの

ニ その他業務内容及び期間を挙証できるもの

##### ② タクシー・ハイヤー会社以外における運転経歴の場合

イ 雇用主が労働基準法の規定に基づき作成した労働者名簿の写し

ロ 在職中における厚生年金等の加入期間を証明するもの

ハ その他業務内容及び期間を挙証するもの

- ③ 運転免許証の失効により、運転免許の取得期間と運転経歴の期間が一致しない場合には、自動車安全運転センターの発行する運転免許経歴証明書

3. 自動車安全運転センターの発行する無事故・無違反証明書  
指定日を記載した通知書の交付日以降に発行されたもの
4. 自動車安全運転センターの発行する運転記録証明書  
指定日を記載した通知書の交付日以降に発行されたもので、過去5年間の記録を証明するもの
5. 資金計画についての挙証資料
  - (1) 申請書6ページの「項目4.(2)資金の調達方法」の欄に記載した預貯金又は株券債権等の普通預金通帳、定期預金通帳、定期積立預金通帳、株券及び債権等(家族名義の預貯金、現金、手形、小切手、生命保険関係を除く)の写、及びその残高証明書(指定日を記載した通知書の交付日以降に発行されたもの)
  - (2) (1)の普通預金通帳、定期預金通帳、定期積立預金通帳等について、申請日以降に新通帳に切替ったものについては、その継続性を挙証できるもの(旧通帳又は利息計算書等)の写し
  - (3) (1)の株券、債権等について、無記名の場合は、買付書、領収書等の写し
  - (4) 設備資金、運転資金、車庫に要する資金、保険料等各項目の内訳を記載した書面  
なお、設備資金(車両(割賦購入の場合は頭金及び1年分の割賦金等、リースの場合は1年分の賃借料等)、運賃メーター器及び車両修理工具等の設備の購入に要する資金の合計額)の金額欄が70万円未満である場合には、これら所要設備の売買契約書等の写し
6. 営業所の確保についての挙証資料
  - (1) 自己所有の場合  
所有する建物の登記事項証明書
  - (2) 借入又は購入の場合  
借入又は購入する建物の賃貸借契約書又は売買契約書(物件の表示、賃貸料又は売買価格、契約期間(概ね1年以上〔自動更新を含む。〕)又は物件引渡期日等が明記されたもの)の写し
  - (3) 転借(また借り)の場合
    - ① 転借(また借り)する建物の転貸人との賃貸借契約書(物件の表示、賃貸料、契約期間(概ね1年以上〔自動更新を含む。〕)等が明記されたもの)の写し
    - ② 転借(また借り)する建物の所有者の転貸に係る許諾を証する書面又は使用承諾書の写し
  - (4) (1)～(3)について、建物の所在地の表示が申請書記載(原則として申請者住所)と異なる場合は、同一であることを示す宣誓書
7. 事業用自動車についての挙証資料



(1) 購入の場合

購入契約書（許可を前提とする仮契約書又は購入を前提とする見積書を含む。）の写し

なお、既に保有している場合は、自動車検査証記録事項の写を添えること

(2) リースの場合

リース契約期間が1年以上あること及び1年分の賃借料が確認できるリース契約書（許可を前提とする仮契約書又は契約を前提とする見積書を含む。）の写し

なお、既に保有している場合は、自動車検査証記録事項の写を添えること

8. 車庫の確保についての挙証資料

(1) 自己所有の場合

所有する車庫の登記事項証明書（有蓋の場合は当該建物に係るもの。無蓋の場合は当該土地に係るもの。ただし有蓋車庫であって住居等と一体でなく登記されていない場合は、固定資産課税台帳登録証明書等によることができる。）

(2) 借入又は購入の場合

借入又は購入する車庫の賃貸借契約書又は売買契約書（物件の所在地、面積、賃貸料又は売買価格、契約期間（概ね1年以上〔自動更新を含む。〕）又は物件引渡期日等が明記されたもの）の写し

(3) 転借（また借り）の場合

① 転借（また借り）する車庫の転貸人との賃貸借契約書（物件の所在地、面積、賃貸料、契約期間（概ね1年以上〔自動更新を含む。〕）等が明記されたもの）の写し

② 転借（また借り）する車庫の所有者の転貸に係る許諾を証する書面又は使用承諾書の写し

(4) (1)～(3)について、車庫の所在地の表示が申請書記載と異なる場合は、同一であることを示す宣誓書

(5) 前面道路

① 前面道路が公道（国道・道道を除く）の場合は、道路管理者の発行する車両制限令上支障ない旨の証明書又は幅員証明書

ただし、前面道路が出入りに支障がないこと及び通行に支障がないことが明らかな場合は、この限りでない。

② 前面道路が私道の場合は、

イ 私道の土地の所有者の通行承諾書又は契約書の写し

ロ 接続する公道（国道・道道を除く）について、道路管理者の発行する車両

制限令上支障ない旨の証明書又は幅員証明書

ただし、前面道路が出入りに支障がないこと及び通行に支障がないことが明らかな場合は、この限りでない。

#### 9. 健康状況の挙証資料

申請日前3ヶ月以内に公的医療機関等の医療提供施設の発行した健康診断書であって、胸部疾患、心臓疾患及び血圧等の診断結果が記載されているもの

ただし、疾病等がある場合は、運転業務の遂行に支障がないことを証明したもの

#### 10. 運転に関する適性診断の挙証資料

申請日前3ヶ月以内に自動車事故対策機構等の発行する運転に関する適性診断票の写し

#### 11. その他

(1) 前記1.～10.に示したものの以外に挙証資料があるときは、その挙証資料を提出すること。

(2) 前記1.～10.に示した挙証資料のうち、写しと明示したものは原本の写し1通を提出し、それ以外は原本を提出する。

(3) 住民票、運転経歴についての挙証資料、運転記録証明書、無事故無違反証明書以外の挙証資料は、申請日前3ヶ月以内に発行されたものであること。

ただし、運転免許証、預貯金又は株券・債権等の通帳等、営業所及び車庫に関する賃貸借契約書又は売買契約書については、この限りでない。

## I. 譲渡譲受認可申請書の記入要領

譲渡譲受認可申請書の記入要領は、次のとおりとする。

### 《1 ページ》

1. 上部の「申請前合格者、車庫未確保」については、
  - (1) 譲受人が申請前合格者の場合に、「申請前合格者」を朱線で囲むこと。
  - (2) 譲受人が審査基準公示 I 8 (7) について、申請時点では車庫未確保とする場合に、「車庫未確保」を朱線で囲むこと。
2. 許可・認可年月日、許可・認可番号及び許可等期限の欄には、譲渡人の許可又は認可年月日、許可又は認可番号及び許可等期限を記入する。
3. 「令和 年 月 日」には、申請年月日（申請する営業区域を管轄する運輸支局に申請書を提出する年月日）を記入すること。
4. 譲渡人及び譲受人の名称の欄には、使用する通称名（例：国土タクシー）を記入すること。
5. 整理番号、支局受付及び局受付の各欄は、記入しないこと。
6. 加入する事業協同組合名、電話番号及び事務取扱担当者の各欄は、該当する者にあつては所属を予定する組合の名称、電話番号及び事務取扱担当者名を記入すること。

### 《2 ページ》

1. 譲渡人及び譲受人の名称の欄には、使用する通称名（例：国土タクシー）を記入すること。
2. 営業区域の欄には、譲渡人が現に許可又は認可を受けている営業区域を記入すること。
3. 譲渡価格の欄には、譲渡譲受契約書の譲渡価格を記入すること。
4. 譲渡及び譲受をしようとする時期の欄には、譲渡譲受契約書の譲渡及び譲受の時期を記入すること。
5. 譲渡及び譲受を必要とする理由の欄には、申請する理由を具体的に記入すること。

## II. 譲渡譲受認可申請書の添付書類

譲渡譲受認可申請書の添付書類は次のとおりとし、申請書の3ページの次に順に添付すること。

1. 譲渡人と譲受人が交わした譲渡譲受契約書の写し
2. 譲渡譲受契約書の譲渡及び譲受価格の明細書
3. 譲渡人の最新の許可期限変更に係る通知書の写し
4. 譲渡譲受する車両の登録事項等証明書(申請日前1ヶ月以内に発行されたもの)  
又は現に有効な自動車検査証記録事項の写し
5. 譲渡人の年齢が65歳未満であり、傷病等により事業を自ら遂行できない正当な事由による申請の場合には、譲渡人の診断書等
6. 譲渡人の運転免許証の写し

### Ⅲ. 譲受人の個人タクシー事業の「許可申請に準ずる書面」

この場合の個人タクシー事業の「許可申請に準ずる書面」については、本公示中の許可申請に係る別添(1)及び(4)による。

## I. 相続認可申請書の記入要領

相続認可申請書の記入要領は、次のとおりとする。

### 《1 ページ》

1. 上部の「申請前合格者、車庫未確保」については、
  - (1) 相続人が申請前合格者の場合に、「申請前合格者」を朱線で囲むこと。
  - (2) 相続人が審査基準公示 I 8（7）の規定について、申請時点では車庫未確保とする場合に、「車庫未確保」を朱線で囲むこと。
2. 許可・認可年月日、許可・認可番号及び許可等期限の欄には、被相続人の許可又は認可年月日、許可又は認可番号及び許可等期限を記入する。
3. 「令和 年 月 日」には、申請年月日（申請する営業区域を管轄する運輸支局に申請書を提出する年月日）を記入すること。
4. 相続人の名称の欄には、使用する通称名（例：国土タクシー）を記入すること。
5. 整理番号、支局受付及び局受付の各欄は、記入しないこと。
6. 加入する事業協同組合名、電話番号及び事務取扱担当者の各欄は、該当する者にあつては所属を予定する組合の名称、電話番号及び事務取扱担当者名を記入すること。

### 《2 ページ》

1. 相続人及び被相続人の名称の欄には、使用する通称名（例：国土タクシー）を記入すること。
2. 営業区域の欄には、被相続人が許可又は認可を受けていた営業区域を記入すること。
3. 相続開始の時期の欄には、相続開始の時期を相続の認可を受けた日から何日以内とするかを決め、その日数を空欄に記入すること。

## II. 相続認可申請書の添付書類

相続認可申請書の添付書類は次のとおりとし、申請書の2ページの次に順に添付すること。

1. 申請者（相続人）と被相続人との続柄を証する書類としての「被相続人の戸籍謄本」

2. 申請者（相続人）以外に相続人があるときは、その者の氏名及び住所を記載した書面並びに当該申請に対する「同意書」（申請者以外の相続人全員の印鑑証明書を添付すること。）
3. 申請者（相続人）の個人タクシー事業の「許可申請に準ずる書面」  
この場合の個人タクシー事業の「許可申請に準ずる書面」については、本公示中の許可申請に係る別添（1）及び（4）による。